省　令

○農林水産省令第三十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令

（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正）

第一条　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第二十七号を第二十九号とし、第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十七号とし、同項第二十四号中「地中海の海域及び」を削り、同号を同項第二十六号とし、同項中第二十三号を第二十五号とし、第二十二号を第二十四号とし、同項第二十一号中「第二十四号」を「第二十六号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二十号中「（地中海の海域を除く。）」を削り、同号を同項第二十二号とし、同項中第十二号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「（地中海の海域を含む。次号から第十八号まで及び第二十三号において同じ。）」を削り、同号を同項第十三号とし、同項中第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　大西洋の海域（地中海の海域を含む。次号から第二十号まで及び第二十五号において同じ。）における遠洋かつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

別表第二近海かつお・まぐろ漁業の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部改正）

第二条　特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四沿岸まぐろはえ縄漁業の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　沿岸まぐろはえ縄漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年六月七日から施行する。ただし、第一条中指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第一号の次に一号を加える改正規定及び同表近海かつお・まぐろ漁業の項の改正規定並びに第二条の規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十四年農林水産省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項の改正規定中「遠洋かつお・まぐろ漁業の項第五号」を「遠洋かつお・まぐろ漁業の項第六号」に、「同項第六号」を「同項第七号」に、「同項第十号中「第二十二号」を「同項第十二号中「第二十五号」に改める。